薬機発第 1101050 号
平成 29 年 11 月 1 日

日本医学会会長　殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
理事長　近藤　達也

レギュラトリーサイエンス戦略相談に関する実施要綱の一部改正について

平素より、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の審査等業務に対し、ご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

当機構が行うレギュラトリーサイエンス戦略相談については、「医薬品・医療機器薬事戦略相談事業の実施について」（平成 23 年 6 月 30 日薬機発第 0630007 号独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長通知）により定めているところです。

当機構関西支部を利用してレギュラトリーサイエンス戦略相談を実施する際には、関西支部テレビ会議システムを利用しておりますが、平成 29 年度に関しては、大阪府による「独立行政法人医薬品医療機器総合機構関西支部支援体制確立事業」（以下「大阪府事業」という。）が実施されているため、利用手数料を減免しているところです。

今般、大阪府事業による利用手数料の減免対象が変更されましたので、実施要綱について、別添の新旧対照表のとおり改正し、平成 29 年 11 月 1 日から施行いたしますので、貴管下関係者へ周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

○ 減免対象について、低額要件に該当するとされた場合を削除します。